

平成31年第3回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成31年3月27日(水) 午前10時00分～午前10時51分
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事, 平田 哲理事,
井上 久志理事
4. 陪席者 : 鈴木 義幸監事, 高野 一夫監事, 太田学長政策推進室長, 坂口事務局長,
土岐総務部長, 佐藤病院事務部長, 高橋教務部長, 小林総務課長,
近田企画広報評価課長, 松井研究支援課長, 山口会計課長, 高見学生支援課長

議事に先立ち、学長から、平成31年第2回役員会(平成31年2月13日開催)及び平成31年臨時役員会(平成31年3月11日～13日メール審議)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 看護職キャリア支援センターの設置について

本件について、学長から発議があり、次いで服部 ユカリ教授から、専門職業人としての看護師のキャリア開発や生涯学習を支援し、地域全体の看護の質向上に貢献することを目的とした「看護職キャリア支援センター」の概要について、資料1に基づき説明があった。

引き続き、小林総務課長から、資料1に基づき「国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則(案)」、「旭川医科大学看護職キャリア支援センター規程(案)」及び「旭川医科大学看護職キャリア支援センター運営委員会規程(案)」について説明があった。

その後、審議の結果、資料のとおり了承された。

2. 助教から医員への異動について

本件について、学長から発議及び資料2に基づき、次のとおり説明があった。

① 助教から医員への異動は原則行わないこととし、やむを得ず行おうとする場合には、当該講座等の長から書面による異動の必要性の申し出により、大学運営会議の議を経て事前に役員会の承認を得なければならないことが、平成19年2月14日開催の役員会において決定されていること。

② この度、救急医学講座所属の助教が、一身上の都合により平成31年4月1日付けで整形外科所属の週4日勤務の医員として勤務することを希望しているため、やむを得ず医員への異動を行いたいと考えていること。

③ 本件については、3月5日開催の大学運営会議の議を経ていること。

審議の結果、平成31年4月1日付けで医員として採用することが了承された。

3. 平成31年度年度計画(案)について

本件について、学長から発議があり、次いで梶調査広報係長から、資料3に基づき、平成31年度年度計画(案)について説明があった。審議の結果、原案のとおり了承された。

れた。

なお、平成31年度年度計画は、本日の教育研究評議会に附議し、了承された場合には、3月29日までに文部科学大臣へ届け出る旨学長から発言があり、今後の審議により、文言の修正等が生じた場合については、学長に一任することが併せて了承された。

4. 平成31年度旭川医科大学当初予算（案）について

本件について、学長から発議があり、次いで山口会計課長から、資料4-1～2に基づき説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

5. 薬剤師の確保を目的とした給与改善及び給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議の後、小林総務課長から、病院で勤務する薬剤師の確保が非常に困難な状況にあることから、「初任給調整手当」を医療職の薬剤師にも適用し、初任層に重点を置いた薬剤師全体の給与改善を図ることについて、資料5に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

引き続き、小林総務課長から資料5に基づき、「職員給与規程の一部を改正する規程（案）」、「職員育児休業・介護休業規程の一部を改正する規程（案）」、「再雇用契約職員規則の一部を改正する規則（案）」、「非常勤職員給与規程の一部を改正する規程（案）」、「非常勤職員退職手当規程の一部を改正する規程（案）」、「非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程（案）」及び「初任給調整手当細則の一部を改正する細則（案）」について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、改正規程等の施行日は平成31年3月27日とし、改正後の規程等の適用日は平成31年3月1日とする旨学長から付言があった。

6. 新生児特定集中治療室における医師の勤務体制変更に伴う給与改善及び給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで小林総務課長から、資料6に基づき、次のとおり説明があり、審議の結果、原案のとおり給与改善の実施が了承された。

- ① 新生児特定集中治療室（NICU）病棟における医師の当直業務を交代制勤務へ移行することについて、本学病院職種間協働推進検討委員会において検討を行ってきたところ、小児科医師による応援体制が整ったことから、平成31年4月1日から交代制勤務に移行する予定であること。
- ② これまで当直を命ぜられた医師には、「宿日直手当」として1回につき16,000円が支給されてきたが、交代制勤務では平均で1人あたり2,450円程度の「夜勤手当」が支給されるのみとなるため、救命救急センター医師が夜間勤務をした場合に支給している「救急勤務医手当」と同様の手当を支給することで、給与改善を図ること。
- ③ 手当の名称を「救急勤務医手当」から「救急勤務医等手当」に変更し、支給要件に「周産母子センター等の医師が、夜間勤務としてNICUの診療に従事した場合」を追加すること。
- ④ この給与改善に伴う支出見込額は約820万円で、現行の宿日直手当の支給実

績と比較すると約30万円支給増となること。

引き続き、小林総務課長から資料6に基づき、「職員給与規程の一部を改正する規程（案）」、「年俸制教員給与規程の一部を改正する規程（案）」、「非常勤職員給与規程の一部を改正する規程（案）」、「非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程（案）」、「診療助教に関する規程の一部を改正する規程（案）」及び「特命助教に関する取扱要項の一部を改正する要項（案）」について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、改正規程等の施行日は、平成31年4月1日を予定している旨学長から付言があった。

7. 職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程等の一部改正について

本件について、学長から発議の後、小林総務課長から資料7に基づき、労働基準法の改正に伴い、本年4月1日から、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、当該休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられたことから、本学就業規則のうち年次有給休暇に関する規程を改正する必要がある旨の説明があった。

その後、審議の結果、原案のとおり「職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程」、「非常勤職員就業規則の一部を改正する規程」及び「非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部を改正する規程」を改正することが了承された。

なお、改正規程の施行日は、平成31年4月1日を予定している旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

(1) 医師、看護師、保健師及び助産師国家試験結果について

高見学生支援課長から、資料8に基づき、国家試験結果について報告があった。

(2) 会計監査人候補者の選定について

高橋監査室室長補佐から、資料9に基づき、会計監査人候補者の選定結果について報告があった。

次回の開催予定

次回役員会は、平成31年4月10日（水）午前11時00分から開催すること。